請　　　　書

6（介護支援専門員）

令和　　年　　　月　　　日

契約事務受任者

名古屋市健康福祉局長　様

住　　所

　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

生年月日　　　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

　名古屋市（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、介護保険法第２８条第５項等の規定に基づき、要介護認定等に係る調査（以下「調査」という。）の委託契約を締結しましたので、下記の条項に基づいて履行することをお請けします。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 件　　名 | 要介護認定調査委託契約 |
| 契約単価 | 調査１件あたり６，０５０円（消費税及び地方消費税を含む） |
| 契約期間 | 令和　　年　　月　　日　～　令和７年３月３１日 |

（委託内容）

第１条　甲は、調査を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（実施方法）

第２条　甲は、乙に対し、調査対象者を通知する。乙は当該調査対象者に対し調査を実施し、その結果を甲の定める期日までに甲に報告する。

　　乙は、調査の実施にあたり、この契約書によるほか、名古屋市介護保険要介護認定等調査委託実施要綱に定めるところにより実施するものとする。

　　また、本契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、別途定めるものとする。

（受託者の義務）

第３条　乙は、委託業務の開始に際しては、予め資格等を有する証明書の写しを甲に提出するものとする。また、本契約中に予め提出した資格等を有する証明書の記載内容に変更があった場合は、速やかに変更後の証明書の写しを提出するものとする。

２　乙は、調査対象者に係る調査を適正に実施し、調査終了後、速やかに甲に調査結果を報告するものとする。

（委託料の支払い）

第４条　乙は、毎月業務終了後、甲の定める期日までに当該月の費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項に基づき乙からの適切なる請求書の受理後３０日以内に、甲の定める指定金融機関において乙に対し、委託料を支払うものとする。（権利義務の譲渡等の制限）

第５条　乙は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

（再委託の禁止）

第６条　乙は、委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。

（業務実施の指示）

第７条　甲は、委託業務について、乙に必要な指示をすることができるものとする。

（情報の保護）

第８条　乙は、本契約による業務を処理するにあたり、別記「１情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

（秘密の保持）

第９条　乙及び認定調査員は、委託業務の実施にあたり業務上知り得た、調査対象者及びその家族の秘密を漏らしてはならない。

（障害者差別解消）

第１０条　乙は、本契約による業務を処理するにあたり、障害のある方に対して、別記「２障害者差別解消に関する特記仕様書」に則った対応を行わなければならない。

（事故発生時の対応）

第１１条　乙は、調査の際に事故が発生した場合には、速やかに甲及び調査対象者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

２　乙は、調査の際に調査対象者に対して賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。

（関係書類の整備）

第１２条　乙は、受託業務に関する書類を整備しなければならない。

（報告書の提出）

第１３条　甲は、必要と認める時には乙に受託業務の実施状況の報告を文書等により求めることができる。

（妨害又は不当要求に対する届出義務）

第１４条　乙は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければならない。

２　乙が前項に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。

（立ち入り調査等）

第１５条　甲は、乙に対し、委託業務の実施について立ち入り調査し、必要な報告を求め、また必要な指示を与えることができる。乙は、その指示に従わなければならない。

（契約の解除）

第１６条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催促をし、

その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

（１）介護保険法第６９条の２第１項の登録が消除されたとき｡

（２）介護保険法第６９条の３４に違反したとき｡

（３）不正な調査を行うなど本契約又は本契約に基づく指示に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

（４）乙から契約解除の申し出があり、その事由を正答と認めたとき。

（５）この契約に定めた条件に違反するとき。

２　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、ただちにこの契約を解除することができる。

（１）この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。

（２）乙がこの契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（疑義の解決）

第１７条　本契約に定める事項その他調査の業務上の必要な事項について疑義が生じた場合には、甲乙協議して解決するものとする。